

別紙4

事実調査委員会・処分審査委員会設置規程

(目的)

第1条 本規程は、本協会の定款第●条の規定に基づいて設置される、事実調査委員会及び処分審査委員会について必要な事項を定める。

(各委員会の設置)

第2条 本協会は、禁止行為規程第2条に定める競技関係者の禁止行為を調査し、次条に定める禁止行為に対する処分を決定するために、次の委員会（以下総称して「各委員会」という）を設置する。

- ① 事実調査委員会：禁止行為と疑われる事実の有無を調査する。
- ② 処分審査委員会：事実調査委員会の調査結果を基に処分の要否を審査し、処分案を策定し、理事長に答申する。

(禁止行為)

第3条 本規程にいう禁止行為とは、禁止行為規程第2章に定める禁止行為をいう。

(委員の選任)

第4条 各委員会の委員（以下「委員」という）は、理事会で選任する。

2 各委員会の員数は、以下のとおりとし、各委員会の兼任はできないものとする。

- ① 事実調査委員会 3名以上とする。
- ② 処分審査委員会 5名以上とし、うち1名以上は第三者委員（本協会に現に所属していない者をいう。以下同じ）とする。

3 委員には、少なくとも法律に精通した有識者及び競技に精通した者を各1名選任するものとする。ただし、この委員は第三者委員であるか否かを問わない。

4 各委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により選定する。

(委員会)

第5条 各委員会は、処分手続規程に定めるパネルの審理のほか、各委員長の判断により、随時開催されるものとする。

2 各委員会は、各委員長が招集し、各委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 各委員会の議長は各委員長とする。

4 各委員長に事故があったとき又は各委員長が欠けたときは、各委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決

する。

- 6 各委員会が必要と認めたときは、各委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 各委員会は、原則として非公開とする。

(審議事項)

第6条 各委員会は、処分手続規程に定めるパネルの審理のほか、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

- ① 禁止行為規程、処分基準その他の運用に関する事項
- ② 本規程の運用に関する事項
- ③ 通報相談窓口の運営に関する事項

(議事録)

第7条 各委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、各委員長及び各委員長に指名された各委員1名の合計2名が記名押印する。
- 4 議事の内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

(免責)

第8条 委員は、故意又は重過失による場合を除き、手続に関する作為又は不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(任期)

第9条 委員の任期は、理事にあっては定款第●条に定めのある理事の任期によるものとし、第三者委員にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。ただし、第4条第5項第2文の規程に基づいて選任された委員の任期は、対象となる事案の調査又は審査終了時までとする。

(事務)

第10条 各委員会の事務は、本協会の総務課が行う。

(規程の変更)

第11条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

本規程は、●年●月●日から施行する。